

桜井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが、互いの価値観及び個性の違いを多様性として認め合える人権が尊重されるまちづくりを目指すため、性的マイノリティが、その自由な意思により、互いにパートナーであることを宣誓するパートナーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）及び性別表現（服装、仕草、言葉遣い等により表現する性別をいう。）において、多数と異なる性のありようをもつ人たちの総称をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宣誓をする日において双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をしようとする日から起算して3ヶ月以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓をしようとする日から起算して3ヶ月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。

(4) 双方に宣誓しようとする相手同士以外の者とパートナーシップの関係にならないこと。

(5) 双方が近親者（民法第 734 条又は第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。）でないこと。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓しようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第 1 号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書及び同意書（第 2 号様式。以下「確認書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し（宣誓しようとする日から起算して 3 ヶ月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。）

(2) 戸籍全部事項証明書（外国人にあっては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（文章の日本語訳を添付されており、宣誓しようとする日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項第 1 号及び第 2 号の書類により証する事実が公簿等により確認出来るときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、宣誓しようとする者の一方又は双方が、宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと認めたときは、市職員及び宣誓しようとする者双方の立会いのもとで、これを代筆させることができる。

（本人確認）

第 5 条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第 6 条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において戸籍上の氏名との併記により通称名（氏名以外の呼称であって、社会通念上通用しているものをいう。）を使用することができる。

(受領証の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるとき（同条第2号イ又はウに該当する者を除く。）は、宣誓者1人に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）を1枚交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍上の氏名及び通称名を受領証に記載することができる。

- 2 市長は、宣誓者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、桜井市パートナーシップ宣誓受付票（第4号様式。以下「宣誓受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 宣誓受付票の交付を受けた宣誓者は、宣誓をした日から起算して3ヶ月以内に本市に転入し、宣誓受付票に記載された期限までに、受領証の交付を市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、宣誓者から前項の規定による申出がなかった場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓者から提出された宣誓書、確認書及び添付書類を本人に返還し、宣誓受付票は、その効力を失うものとする。

(受領証の再交付)

第8条 宣誓者は、前条の規定により交付を受けた受領証を、破損、汚損、紛失等により、再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、申請するものとする。この場合において、受領証の破損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した受領証を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、受領証の再交付を受けようとする宣誓者が、前項の規定による申請をするときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- 3 第1項の規定により受領証の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を市長に返還しなければならない。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（第6号様式）に第7条及び前条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により受領証の返還が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき
- (2) 一方又は双方が死亡したとき

(3) 一方又は双方が第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき

(4) 受領証の返還を希望するとき

2 前項の規定により返還するときは、第 5 条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(宣誓の無効及び取消し)

第 10 条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓をした場合は、当該宣誓を無効とする。

2 市長は、宣誓者が受領証を不正に使用又は偽造し、若しくは変造したときは、当該受領証に係る宣誓を取り消し、第 7 条及び第 8 条の規定により交付した受領証の返還を求めるものとする。

(市の施策への配慮)

第 11 条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するものとする。

(市民及び事業者への周知)

第 12 条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の趣旨を理解し、パートナーシップの関係にある者が社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応がなされるよう、周知啓発に努めなければならない。

(登録簿の作成)

第 13 条 市長は、次の各号に掲げる簿冊を作成し、必要に応じて宣誓に係る情報を記録するものとする。

(1) パートナーシップ宣誓管理記録簿（第 7 号様式）

(2) 受領証の再発行記録簿（第 8 号様式）

(3) 受領証の返還・宣誓の取消記録簿（第 9 号様式）

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

収受印

収受印

第 2 号様式(第 4 条関係)

パートナーシップの宣誓に関する確認書及び同意書
(宛先) 桜井市長

私たちは、桜井市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の確認事項に記載される内容が、事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守します。

また、宣誓に係る現状確認のため、桜井市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、公簿等により参照することに同意します。

届出日 年 月 日

氏 名		
戸籍上の氏名 (通称名の場合)		

(代筆の場合(第 4 条第 3 項関係)は代筆者) 住 所 _____
氏 名 _____

確認事項(お互いに確認した事項には、右の□に✓を付けてください。)	
一方又は双方が性的マイノリティである 2 人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係であること。	☐
宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年に達していること。	☐
次のいずれかに該当する(該当する番号に○をつけてください。) 1. 双方が桜井市に住所を有している 2. 一方が桜井市に住所を有し、かつ、他の一方が桜井市への転入を予定している。 3. 双方が桜井市への転入を予定している。	☐
双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐
双方が近親者(民法第 734 条又は第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。)でないこと。	☐
次の事由のいずれかに該当するときは、受領証を返還すること。 (1) パートナーシップが解消されたとき (2) 一方又は双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき (3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき	☐

第 3 号様式(第 7 条関係)

表面

パートナーシップ宣誓書受領証

桜井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓をされたことを証します。

(本人)

(パートナー)

様

様

生年月日

年 月 日

年 月 日

宣誓日

年 月 日

宣誓番号

桜井市長

印

裏面

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、桜井市として、おふたりが互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、おふたりがいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。

この受領証の提示を受けた際は、上記の趣旨をご理解ください。

特記事項：

第 4 号様式(第 7 条関係)

桜井市パートナーシップ宣誓受付票

様
様

次のとおり、桜井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
宣誓番号	
受付印	

有効期限： 年 月 日

※上記有効期限までに桜井市に転入されない場合は、宣誓要件を欠く申請として、連絡先へ宣誓書類をお返しします。

※有効期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆桜井市パートナーシップ宣誓についての問い合わせ

桜井市 人権施策課

電 話 0744-42-9115

F A X 0744-42-1747

第 5 号様式(第 8 条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

桜井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を申請します。

再交付を希望する理由(いずれかに○をしてください。)

- (1)破損
- (2)汚損
- (3)紛失
- (4)その他 ()

年 月 日

ふ り が な		
氏 名		
戸 籍 上 の 氏 名 (通 称 名 の 場 合)		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

〔代筆の場合 (第 4 条第 3 項関係)〕

〔代筆者〕(住所)
(氏名)

収受印

パートナーシップ^o宣誓書受領証返還届

返還の理由(いずれかに○をしてください。)

- 理由()

ふ り が な		
氏 名		
戸 籍 上 の 氏 名 (通称名の場合)		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

〔代筆者〕 (住所)
(氏名)

収受印

第 7 号様式(第 13 条関係)

パートナーシップ宣誓 管理記録簿

宣誓 番号	宣誓者		宣誓日	受領証交付日	返還届受理日	備考
	上：宛名番号	中：氏名(通称) 下：住所				

受領証の再発行記録簿

【理由の分類】 1…破損、 2…汚損、 3…紛失、 4…その他

[illegible]

受領証の返還・宣誓の取消記録簿

【 類型の分類 】 1…宣誓者からの返還届の提出、 2…無効・取消

【返還理由の分類】 1…パートナーシップの解消、 2…一方又は双方の死亡

3…市外への転出、4…受領証の返還を希望 5…その他

【無効・取消理由の分類】 1…虚偽の宣誓、 2…不正な方法による宣誓

3…受領証の不正使用・偽造・変造

[illegible]